

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第2号は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本件につきましては、先日開催されました第1回臨時会でもご審議をいただきましたが、私が感情的になり、議会を軽視した不穏当な発言をいたしましたことをここに深く反省し、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

また、本日の臨時議会につきましては、急な開催にも関わらず、お忙しい中ご出席いただき深く感謝申し上げます。

今日は改めて松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎の指定管理について議会の議決を求めるものでございます。

詳細は担当課長から説明いたします。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） いま、課長の説明がありましたけれども、最初にこの指定の期間を1年にした理由を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 指定管理の期間を1年とした理由という質問でございます。この1年とした理由については、まずは、道の駅の機能を継続すること、つまり4月以降、道の駅を営業していくということを基本といたしまして、また、道の駅で働く職員の雇用、そういったものを継続、確保していくということで、1年間ということでご提案をさせていただいたものです。

指定管理を1年間とし、説明しましたけれども、平成31年度中に32年度以降の指定管理については改めてまた協議をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○2番（伴 高志君） それでは、この中に含まれている指定管理というのは、かじかの湯の継続と天城山房の継続だと理解してよろしいでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 現行施設の営業を行っていくということでご理解ください。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○8番（稲葉昭宏君） ちょっとこの提案書の・・・、当初出してきた内容の申請書の方だね。

これは公社の方から申請するわけですから・・・。その収支計画書の指定管理料が、数字が当初と違うわけだけど・・・、当初は5210万円という・・・指定管理の指定申請をして、今回の場合は、4080万円とだいぶ1000万円以上差が出てくるわけだね。

けども、これは、その期間が、5年が1年になったというだけの話だから、その収支計画書がこれだけ数字が違うという根拠はどこにあるのか。

○企画観光課長（高橋良延君） 収支計画の4080万円は委託料ということで収支計画書を記載しております。

これについては、31年度の当初予算の作業、その確定がございました。その中で経費を精査し、当初予算においても4080万円の管理委託料ということで計上させていただきます。自身の経費の精査をして、この金額という形で、当初予算にもこの額で計上させていただきたいということでございます。

○8番（稲葉昭宏君） そういう説明だとね、例えば、じゃあ、前回の時にこの金額で5210万円で、もしそれが可決になっていた場合は、5210万円で当初予算に出るということ・・・。

けど、これは、申請書・・・、そして、振興公社の理事長は町長のわけだから、新しい31年度の当初予算の提案者は町長のわけですから、町長が、当然今回も提案者でこの臨時議会に出してくるのは・・・、結局理事長は町長だから理事長名で出てくるわけだね。

そうすると、これは町長の・・・、指定管理者の方の数字が違うということは、町長もこれは数字が違った数字を出してくるということで、ちょっとそこらの整合性が・・・違うんじゃない。ちょっとあまりにもこの数字というものの根拠の信ぴょう性が・・・、おかしいと思うんだけど、そこらはどうだろう。

○統括課長（高木和彦君） 前回の収支計算と今回のものが同じものが出ればよかったんですけども、前回のものを総務課また担当と細かく予算査定をしております。その中でより実際に近い数字にしようと努力した結果でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） 今回1年で出てきたわけですけども、ぼくもこのあいだの議会の時にとりあえず1年でやったらどうかということで、これで話は見えてきたなと思うんですけども、ただ、一つだけちょっと確認したいことがあって・・・、今後これを振興公社に委託

するにあたって、問題があるということをおある住民の方から指摘されて、その辺をちょっと確認したいわけですが、ある方が私のところに訪ねてまいりまして、その方は三聖苑の近くの方です。何回か三聖苑を利用して、食事会などもしたそうです。何名かで行くので、お酒も飲むからということで事前に予約していたのに、当日行ったらお酒も用意していなかったと・・・、お酒を頼むとすごくいやな顔をして、面倒くさがるような顔をするということをお言われたんですね。

そこに知り合いの方が、後日だか前後だかわからないですが、あそこに勤めたことがあるそうです。その方は一生懸命やるつもりで行ったんだけど、ほかの方が、前からいる方々が余分なことはしなくてもいいんだという言い方をしたので、折り合いがつかなくて辞めてしまったということをおっしゃっていました。

いまここに経営方針が書かれていて、顧客満足度の高いものを求めると書かれているわけですが、到底そういう状況になっていないんじゃないかとぼくは思うわけですが、その辺に対しての教育をどのようにされているのか、どのように考えているかお尋ねしたいんですが・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） そのようなご指摘があったことは真摯に我われも受け止めて、反省し、今後の業務に生かしてまいりたいと思います。

ただ、経営の基本というのは、人材でもあるということでおっしゃっておりますので、やはりそこに働く人、関わる人、そういったことの人材教育というのは非常に必要かなと感じています。

そこで、振興公社の接遇研修ですとか、そういった研修も行っておりますので、よりそれを高度な形といいますか、徹底させるような形でやってまいりたいと思っております。

経営の基本は人材であるということは認識しております。

○町長（長嶋精一君） いま、渡辺議員からお話しされたことは、私も真摯に受け止めるという表面的な言葉ではなくて、本当に教育というものをしっかりしていかなければならないと私も感じております。

また、深澤議員からもそれに近いご意見がございました。長くやっていると、どうしてもマンネリ化というのが出ることは否めないわけでありまして。そこをやっぱり我われが、やはり教育によってもう一度初心に戻る。働き口があるということは素晴らしいことだということを実感してもらおうという教育は、町長自らしなければいけないと私は思っています。

これは必ず実践をしてまいります。そして、皆様方から「よし、変わった」と思っていた

だくような施設にしていまいりたいと思っています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） 町長がおっしゃるようにそうしていただけたら町民のためにとって大きな利益になると思います。

それで、もう一つだけ確認したいんですけども、三聖苑の事業計画の中で、正社員が1名、パートが9名と書かれているわけですけども、現実の業務に当たる方はこの方々だと思うんですけども、経営に対する指導とか、そういうのは誰が実質上やっているわけですか。その辺をちょっと確認したいんですけども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 実際のそこの現場の取りしきりといいますのは、振興公社の本部がありますので、そこの本部の方で全体的なマネジメントといいますか、三聖苑も含めてやっておりますので、そういったことでございます。その上に理事会という組織がありまして、そこでいろんなチェックをするとか、意思決定機関は理事会ですので、そこがいろんな決定をするということでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） その件に関してもうちょっと聞きたいんですけども、日常的に・・・、例えば、週1回とか、2週間に1回とか、ミーティングとかなんかをやって、実際の現場を見て、現場といろいろなやり取りをしているということですかね。それをやっているんですか。実際に・・・その辺をちょっと確認したいんですけども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 振興公社の本部の方も巡回はしております。それと、毎月1回一緒に施設の会議も行っておりまして、そういった打合せも行っております。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） 私は、最初から振興公社にやらせるべきだというようなことで賛成しているわけですけども、これも確認なんですけれども、道の駅の直売所ができるのが、来年の1月頃からオープンというような予定ですよ。

そして、これは確認ですので・・・。それから、かじかの湯は、一応は依田邸ができあがるまでの間はやる。できあがってから依田邸に移行するということですよ。ですけども、まだ依田邸の方のオープン・・・、正式オープンというのは、これは4月になるかと思うんですけども、そうしますと、例えば、今のかじかの湯が半年で・・・、まだ30年度ですけども、31年度になって半年で依田邸の方ができ上がりましたといった時には、売店の方の関係があるので壊さなければなりませんよね。そうした時には、4月1日から・・・、31年度の途

中から審議するんですけれども、そうすると・・・、もうこれは完全に今の振興公社の・・・、今の任せる状態が抜けるわけですよ。お風呂を壊しちゃいますから・・・。そういうことで、確認・・・、よろしいわけですよ。

そして、振興公社というか、依田邸の方の関係はまだこれは指定管理にするか、どこにするかわからないということになるわけですよ。ですから、すぐにやれるような状態にするには、もう途中から依田邸の方の委託先を決めなければならなくなる・・・。それとも、4月まで待って本格的にということになると、半年とかお風呂がなくなる可能性があるわけですよ。その確認と・・・、そして、この前、売店の方の関係は先ほど・・・、私の方の確認ですけれども、来年の1月にオープンするとなると、この4月から来年の1月までの9か月間は何もやれない状態ですのでいいんですけれども、人間的にこれは賃金のところがありますけれども、パート賃金9名分というのは、これは本来でしたら、その9か月分は減らしてもいいという考えもできるわけですよ。あまり細かいことを言って困らせてもしょうがないですから、その辺のところをちょっと確認・・・、どう考えてこの数字が入っていたのかお願いしたいと思います。

○統括課長（高木和彦君） まず、期間のことです。1月ということがありましたけれども、私どもは、那賀の花畑が開く時とか、桜の開花、その辺をみていろいろ内部でしましたけれども、1月と確定したものではございません。

また、今回実際やりますと、補助金の関係とか、いろいろありますので、今の時点ではいついつ確実に開始するというのはちょっと言えませんので、ご承知ください。

なお、お風呂の関係につきましては、工事の工程、入札からいろいろな工程によって利用できない期間がありますので、それについては企画観光課長の方からご報告いたします。

○企画観光課長（高橋良延君） かじかの湯、旧依田邸の温泉ができた時にはかじかの湯から移行するということは既に住民説明会でも説明してきました。

ただ、そのところがすぐという・・・、もうかじかの湯を壊して依田邸のところのすぐということではなくて、多少のタイムラグが生じるということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「人員の関係は・・・」と呼ぶ者あり）

○企画観光課長（高橋良延君） 賃金については、今も統括課長が言いましたけれども、まだ工程というのが正確に・・・、これから入札してとかという中で、工程というのは決まります

ので、その工程によって何か月、人が少なく済むのかというのは、そこで詳しく決まりますので、今の段階で何か月ということは見込めないということですので、工程がはっきり次第このところの人員体制は決まってくるという形でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論の発言なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○2番（伴 高志君） 今回のこの議案に賛成します。

理由は、この花の三聖苑は町にとって継続的に運営を行っていかねばならない施設だと考えているわけであります。

この指定管理については、現状のかじかの湯と天城山房を継続するという形が質疑の中で確認できましたので、これを続けていくということに対して賛成し、道の駅の運営の継続が行われていくことをお願いしていきたいと思います。

○議長（土屋清武君） これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について（松崎町営道の駅花の三聖苑伊豆松崎）の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。